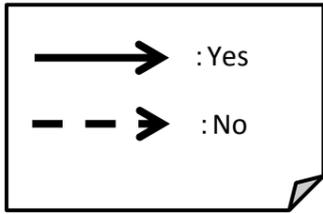
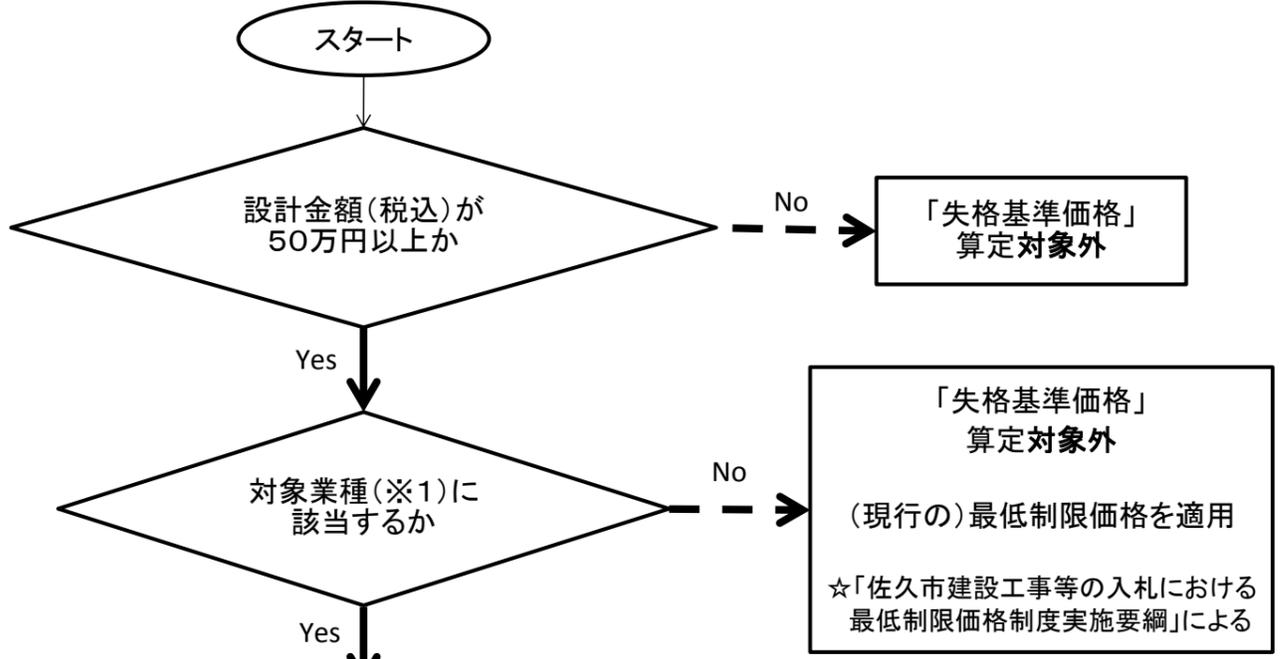


【佐久市】建設コンサルタント等業務の「失格基準価格」算定のフロー(イメージ図)

H26. 3改正



※1
測量業務
測量設計業務



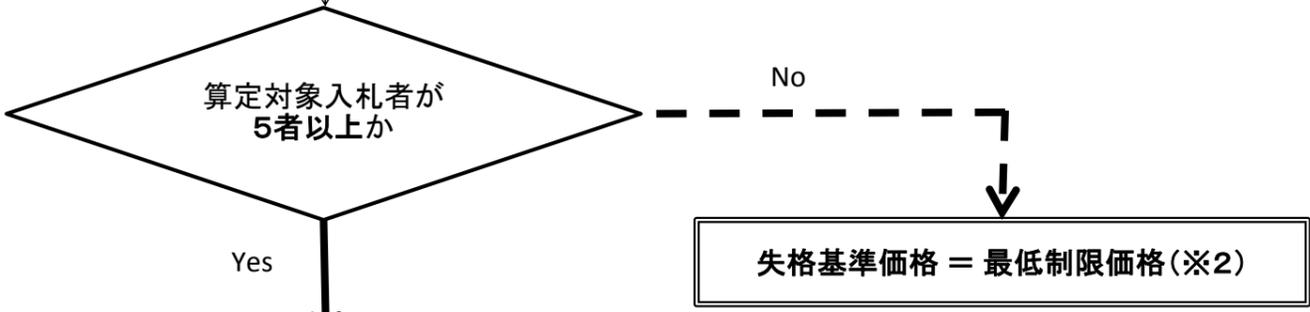
【判定Ⅰ】
「入札書比較価格〔予定価格(税抜)〕を超える価格による入札をした者、及び「入札書比較価格の30%」未満の価格による入札をした者を、算定対象から除外する。

判定Ⅰで算定対象とした入札者の入札価格から、「平均価格」(小数点以下切り捨て)と「標準偏差」(小数点以下切り捨て)を算出する。

【判定Ⅱ】
判定Ⅰで算定対象とした入札者について、「算定対象入札価格の平均価格+(標準偏差×1.5)」(小数点以下切り捨て)を超える価格による入札をした者、及び「算定対象入札価格の平均価格-(標準偏差×1.5)」(小数点以下切り捨て)未満の価格による入札をした者を、算定対象から除外する。

※2
上限を入札書比較価格の75%、下限を60%とし、千円未満を切り捨てとする。

【判定Ⅲ】
最低制限価格(※2)未満の者を、算定対象から除外する。



算定対象入札者の入札価格の平均価格を、失格基準算定基礎額とする。
失格基準算定基礎額(千円未満切り捨て)
= (算定対象入札者の)入札価格合計 ÷ 入札者数
※ ただし、算出した失格基準算定基礎額が「入札書比較価格の75%」を超える場合は、75%相当額(千円未満切り捨て)を失格基準算定基礎額とする。

失格基準価格 = (上記で計算された)失格基準算定基礎額